

教職員の皆さまへ 免許更新手続きは終わりましたか！



免許班

※教員免許更新制については、廃止が決定したわけではありません。従来通りの手続きが必要です。

本年度末または、本年度途中で免許更新制の修了確認期限（有効期間満了）を迎える方は、免許更新手続きを、修了確認期限の2か月前までに終わらせなければなりません。

1 該当する方

○旧免許状所持者(平成21年3月31日以前に授与された教員免許状をお持ちの方)

- ・第2グループ S31年4月2日～S32年4月1日生まれの方
S41年4月2日～S42年4月1日生まれの方
S51年4月2日～S52年4月1日生まれの方

旧免許状を1枚でも所持する場合、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得した場合でも、旧免許状所持者のままです。

- ・過去に延期申請をし、今年度中に延期後の期限を迎える方

○新免許状所持者(平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状をお持ちの方)

- ・有効期間の満了の日が「平成34（令和4）年3月31日」の方
- ・過去に延長申請をし、今年度中に延長後の期限を迎える方

2 必要な手続き

○更新講習受講が必要な方(申請目標日 10/15(金))

- ・開設者(大学等)から発行された免許状更新講習修了証明書(原本)
- ・更新関係証明書(過去に更新関係手続きをした方のみ(原本))、所有する免許状全ての写し(初めて更新手続きをする方(要原本証明))
- ・更新講習修了確認申請書(旧免許状所持者)、有効期間更新申請書(新免許状所持者) 等

第2グループの申請期限は令和4年1月31日(月)です。年度途中で修了確認期限(有効期間満了)を迎える方は、その2か月前までに、提出してください。

○免除申請、延期(延長)申請をする方(申請目標日 10/15(金))

- ・必要書類を添えて免除申請書、延期(延長)申請書 等

3 新型コロナウイルス感染症の影響による更新期限の延期(延長)について

- ・免許状更新講習を受講予定の現職教員については、更新期限の延期(延長)を行って差し支えないことが示されました。延期(延長)を行う場合は、延期(延長)申請書を申請期限までに提出することで、令和5年3月31日まで延期(延長)されます。ただし、現時点では令和5年4月1日以降に更新期限を迎える方は対象となりません。

4 申請書の提出先について

※県立学校の方：学校から送付書を添えて必要書類を免許班へ

※市町村立学校等の方：学校から市町村教委、教育事務所を経由して必要書類を免許班へ

※私立学校等の方：必要書類を免許班へ

必要書類は千葉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

➡ 千葉県教育委員会HP > 教員免許 > 教員免許更新に関するご案内 > 3. 各種申請書の提出書類・記入例・申請様式

◎いずれの場合も申請書類を免許班に提出し、審査が通らなければ、手続きが完了しません。ご注意ください。

この件についての問合せ先
教育振興部教職員課免許班
電話043-223-4046